

【 運 営 委 員 会 規 則 】

(総則)

第1条 共同企業体協定書第19条に基づき運営委員会規則を定める。同協定書第9条に基づき設置される運営委員会（以下「委員会」という。）の運営は、この規則の定めるところによる。（注－1）

(目的)

第2条 この規則は、委員会の権限、構成、運営方法等について定めることにより、共同企業体の運営を円滑に行うことを目的とする。

(権限)

第3条 委員会は、共同企業体の最高意思決定機関であり、第6条に定める共同企業体の運営に関する基本的事項及び重要事項を協議決定する権限を有する。

(構成)

第4条 委員会は、各構成員を代表する委員各1名をもって組織する。（注－2，3）

2 委員に事故があるときは、あらかじめ各構成員が定めた委員代理が、その職務を代理する。（注－3）

3 委員会に、委員を補佐し、構成員間の連絡を円滑に図るため、各構成員より選任された幹事各1名を置く（注－3）

4 委員会には、必要に応じ専門委員会の委員、その他の関係者を出席させることができる。

5 各構成員は、委員、委員代理又は幹事が人事異動その他の理由によりその職務を遂行できなくなったときは、他の構成員に文書で通知し、交代させることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、代表者から選任された委員がこれに当たる。（注－3）

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員又は委員代理のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(付議事項)

第6条 委員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

一 工事の基本方針に関する事項

二 施工の基本計画に関する事項

三 安全衛生管理の基本方針に関する事項

四 工事实行予算案の承認に関する事項

五 決算案の承認に関する事項

六 協定原価（共同企業体の共通原価に参入すべき原価）参入基準案の承認に関する事項

七 実行予算外の支出のうち、重要なものの承認に関する事項

八 工事事務所の組織及び編成に関する事項

九 取引業者の決定及び契約の締結に関する事項（軽微な取引に係るものを除く）

十 発注者との変更契約の締結に関する事項

- 十一 規則の制定及び改廃に関する事項
- 十二 損害保険の付保に関する事項
- 十三 その他共同企業体の運営に関する基本的事項及び重要事項
(開催及び招集)

第7条 委員会は、工事の受注決定後、速やかに開催するほか、次に該当する場合に開催する。

- 一 委員長が必要と認めた場合
 - 二 委員から委員長に付議すべき事項を示して、招集の請求があった場合
- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員会の招集に当たっては、その開催の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(議決等)

第8条 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 委員会の議決は、原則として全ての委員の一致による。
- 3 委員長は、やむを得ない事由により、委員会を開く猶予のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に回付し賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。
- 4 委員会の議事については議事録を作成し、出席委員の捺印を受けた上で、委員長がこれを保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

(専門委員会)

第9条 委員会は、工事の施工を円滑に行うため、運営委員会の下に施工委員会を設置するとともに、必要に応じ、次に掲げる専門委員会を設置する。

- 一 安全衛生委員会
 - 二 購買委員会
 - 三 技術委員会
 - 四 その他の専門委員会
- 2 専門委員会は、共同企業体の各構成員から選任された委員をもって構成する。

(規則)

第10条 委員会は、共同企業体の運営を円滑に行うため、次に掲げる規則を定める。

- 一 施工委員会規則
 - 二 経理取扱規則
 - 三 工事事務所規則
 - 四 就業規則
 - 五 人事取扱規則
 - 六 購買管理規則
 - 七 その他の規則
- 2 委員会は、専門委員会（施工委員会を除く）を設置する場合、それぞれの委員会規則を定める。
- 3 委員会で定められた規則は、各構成員が記名捺印し、各々一通を保有する。

(事務局)

第11条 委員会には事務局を設置することとし、代表者の〇〇内に置く。

(運営委員会名簿)

第 12 条 委員会は、別記様式により運営委員会名簿を作成し、保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

(別記様式)

〇〇建設工事共同企業体運営委員会名簿

〇〇年〇〇月〇〇日

構 成 員			
運 営 委 員			
運営委員代理			
幹 事			

(注) 委員長及び委員長代理については、その旨付記するものとする。

注解

(注一) ここにいう共同企業体協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」をいう。

(注二) 議決権を有する者は、各構成員を代表する運営委員各1名とし、委員会に出席するその他の者は議決権を有しない。

(注三) 対象工事の規模、性格等を勘案して、必要と認められる場合にあつては、これと異なった取扱いをすることも差し支えない。